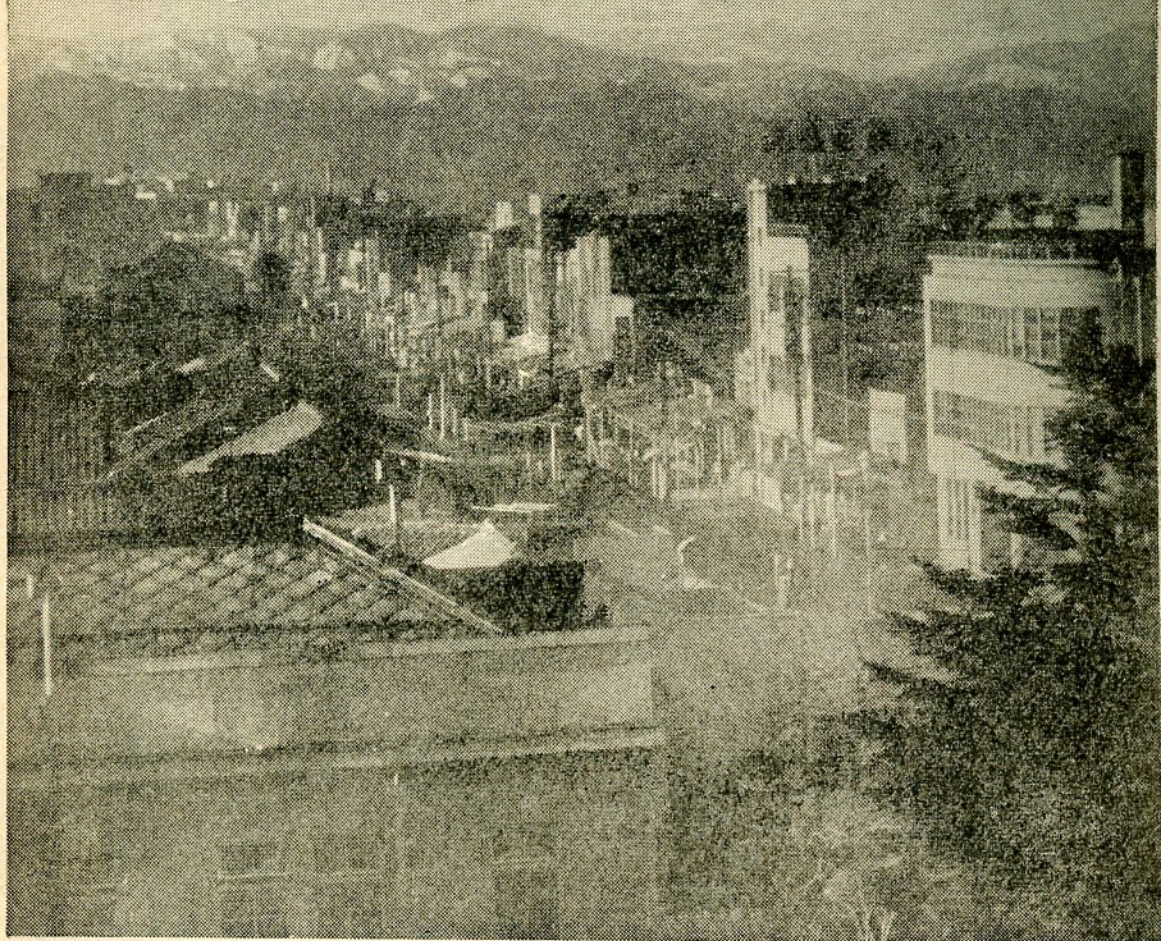


とっとり市報

「私たちはまちに緑を育てましょう」



(鳥取市民憲章)

鳥取市12景(その三)

遠山遥白

鳥取市は周辺の山々の景観に恵まれている。ことに冬は、どの街筋からみてもはるか突き当りに雪をのせた遠山があって、陽をうけてまことに美しい。朝陽に輝く山もあれば、夕陽に映える山もあって、一日、美景に飽くことがない。あまりに恵まれすぎて、美しさに気がつかない人が多いのではないか…。

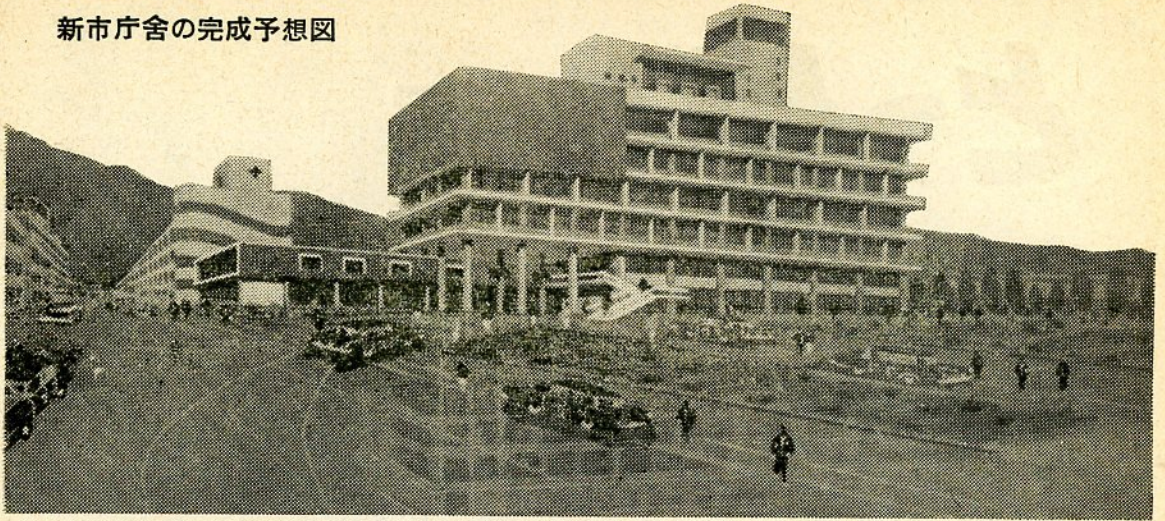
3月のこよみ

流し雛(袋川)	28日
市県民税申告	20日まで
春の火災予防	13日まで
三月定例会	12日から
消防記念日	7日

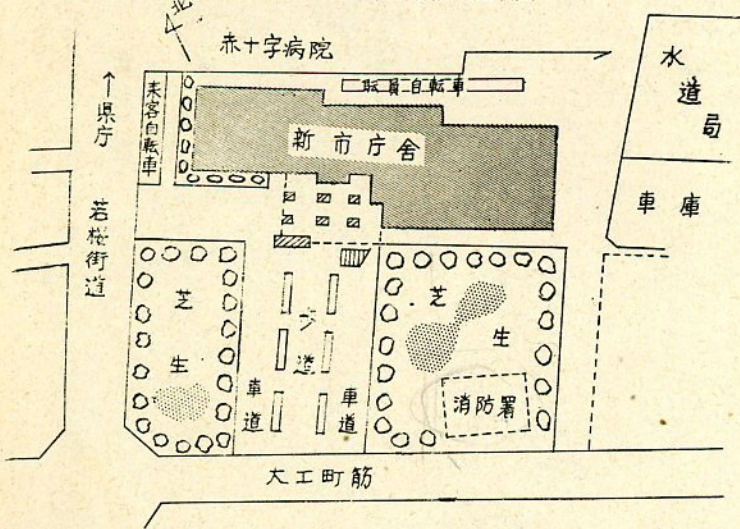
- ★勤労青少年文化展(2～4日, 体育館)
- ★子牛品評会(4日鳥取, 5日古海市場)
- ★農地部会(上旬, 白砂)
- ★農業空中散布協議会(6日本庁)
- ★農業構造改善事業の実施地区選定協議会(中旬)
- ★市造林着手(中旬, 大塚)

- ★青年学級研究会(中旬, 婦人会館)
- ★市防犯協議会(18日, 鳥取警察署)
- ★38年度固定資産課税台帳の縦覧(20日まで本庁)
- ★卒業式(中学校15日, 小学校20日)
- ★終業式(小中とも23日)
- ★婦人学級発表会(下旬, 扶桑銀行ホール)
- ★危険物保安協会役員会(下旬)
- ★林道設置事業着手(西今在家, 伏野, 吉岡)
- ★優良貯蓄組合, こども銀行表彰(下旬)
- ★国保新被保険者証配布(下旬, 全市)

新市庁舎の完成予想図



拡張後の市庁舎敷地見取図



改築する市庁舎の建築構想がまとまり、3月中旬にとりかかる本設計ができれば着工することになりました。なお38年度中(最終39年3月)に竣工する予定です。

新市庁舎は、この完成予想図、見取図のように、いまだの敷地を大工町側に拡張して、久松山をバックに南

これが新市庁舎の建築プラン 六階建て来春に完成

向きに建てることになりました。規模は一部二階・地下一階の鉄筋六階建てです。〔新市庁舎規模、配置〕

建物

鉄筋コンクリート六階建て(但し市民課事務部分は二階、機械室が地下一階)建て坪一、四八三平方(四四九坪)総延べ面積六、七四二平方

(一階)一、四八三平方
市民ホール、市民相談室
市民課、保険課、福祉事務所、会計課、収入役室
市金庫

(二階)一、二四八平方
税務課、厚生課、衛生課
商工観光課、農林課、耕地課、農業委員会、食堂

(三階)九一九平方
市長室、助役室、応接室
総務課、財政課、作票タイプ室、記者室、秘書室

(四階)同
土木課、都市計画課、建築課、教育委員会、同委員室、教育長室

(五階)同
議場、六階とつづく、議員控室、委員会室、議事事務局、正副議長室、応

接室、図書室

(六階)七一六平方
議場、ロビー、大会議室

図書室、組合事務室、監査委員会、選挙管理委員会、電話交換室

(その他)

六階上に望楼つきの塔屋各階に小中会議室、エレベーター二基、全館暖房設備、冷房は配管だけ。土地(拡張後)

前庭約三、三〇〇平方(一千坪)

建物附属部分約二、〇〇〇平方(六〇〇坪)

※いまの敷地は約一千坪

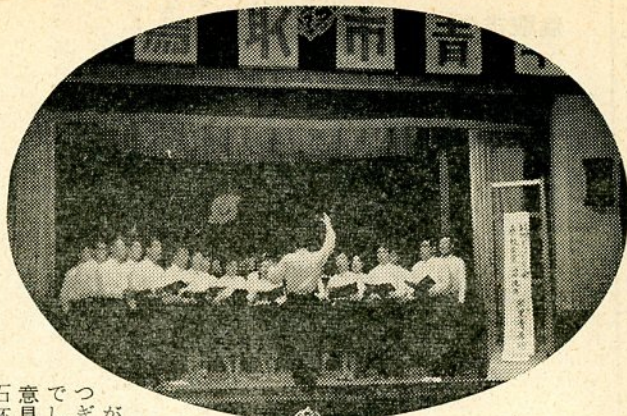
工費は二億三千万

一般事業を圧迫せず

新市庁舎建築の経費は、建物総工費が二億三千万円で、これは庁舎建築に備えていまだ蓄えた積立金五千万円と、あと一億八千万円の起債でまかなうことになっています。また土地の拡張は大工町側の民家と交渉中ですが、この経費も除々にこなして、庁舎建築のために一般事業が圧迫されることのないように市では考えています。

市議会に説明

市では2月18日、このような市庁舎改築構想を、市議会の全議員に説明しました。



第10回 市青年祭開く

郷土芸能（市婦人団体協議会賞）①湖山、末恒 ②湖南、湖山、末恒 ③末恒
演劇（市長杯）①湖山 ②倉田、湖南、末恒
舞踊（市連合婦人会賞）①末恒、②美穂、③東郷、努力賞倉田

米多収穫者を表彰

一国安の懸樋さんらー
豊作といわれた37年の稲作でしたが、市では1月24日、つぎの米多収穫競技会入賞者の方に対し、市長室で表彰状と賞品（茶器）を贈りました。

▽昭和37年度市主催第10回米多収穫競技会入賞者（カッコン品種、反量）
①国安、懸樋茂治（ほうき旭四石）②雲山、村山寅治（やまびこ三・九石）③口細見、谷口保夫（宮川4号三・七石）④正蓮寺上田春雄（千本旭、同）⑤三山口、山口毅（金南風三・六石）

意見発表（水石杯）

①湖南、石杯、山崎末春、②東郷、河田公夫末恒、松本庄蔵
③米里、④湖南、⑤倉田

理想郷実現に

2月10日の市長選挙の結果、私は再び鳥取市長に就任いたしました。このたびの選挙は、過去四年間の私の仕事について、皆さんのご批判をうける意味をもっていただくのが、幸いにも多くの皆さんのご信任を得ました（鳥取市長、高田勇）



写真初登壇する市長

市民病院と体育館へ

工事中の移転市役所

市庁舎は3月中旬に本設計にとりかかることになっていきます。そしてすぐ工事を始めますが、建設中の市役所は行徳の体育館と古市の市民病院（旧建物）に移り仕事をすることになっていきます。いまのところ5、6月の予定ですが、なお、いま市役所前道路を拡張工事中です。

37年の出火八十五回

火遊びが最も多い

建物火災	六八件
内容物のみ	一五
建物部分焼	二一
同 半焼	一〇
同 全焼	二二
車輛火災	八件
山林原野火災	四件
屋外物品火災	五件
合計	八五件
損害見積額	一、九四三万円
▽市民一人当たり損害	一七九円（一世帯当り六九八円）
▽建物火災一件当り損害額	二八万六千円

母子世帯

※出火原因中では子供の火遊びとガソリン引火がともに八件づつで最も多い

中卒者の激励会

母子世帯中卒者の激励会が、2月17日児童会館で開かれました。これは市と市母子連合会が主催となつて、今春、義務教育を終えて進学就職する母子家庭の母子を招待し、門出を祝つたもので、集った三五〇人に市長、母子会長、来賓がらつぎつぎと激励のことばがけられました。市では今回該当の二七〇世帯にアルバムを贈りました。

児童劇団

「灯道」が発足

児童劇を研究、発表して子供たちに夢を与えていこうと、劇団「灯道」が発足しました。これは西町の児童会館直属の研修団体として生まれたもので、男十八人、女六人の団員が集り、2月12日に結成式を挙げました。今後、毎週火曜日の晩を練習日とし、年二回の公演のほか、学校、子供会などにも出張上演するそうです。

市民の声

鳥大は広い土地に鳥取大学改築の敷地問題は、移転のことと合いて長引いていることとある。大事な大きなことなので当局も慎重を期しておいでになることと察するが、私は将来の日本を背負う若人の勉学には、何よりも広々とした環境を与えなくてはならないと思う。施設の拡充なども当然予想されることではあるが、鳥大の改築はこのような条件を十分満足できる新天地に行なつてほしい。地元一市民として切望する。（湖山町、村山善次郎、農業）

4月から藤色の保険証に

鳥取市国民健康保険の被保険者証を4月から新しいものにいたします。

いま皆さんのお手元にある桃色の保険証は本年3月31日までしか使えません。4月1日からはじまる昭和38年度は、藤色の保険証になります。

この新しい保険証は、桃色の保険証と引き換えに、4月1日から市役所保険課の窓口でお渡しいたします。ただし、保険料を団体で集めていただいているところには、取り扱い責任者の方を通じてお渡しいたします。

保険課

県下四市間の即時通話実現

2月24日から鳥取県内、鳥取、米子、倉吉、境港市間の電話が即時通話になっていきます。普通電話からのかけ方は、市外局番号(鳥取〇八五七二、米子〇八五九二、倉吉〇八五八二、境港〇八五九四)を回し、つぎに局番号(今回は米子だけ)

暴力追放の標語募集

△しめ切り 3月10日(当日消印有効)
△発表 3月25日新聞紙上

鳥取市の人口

(1月末現在)

男 52,688
女 57,299
計 109,987
28,383世帯

祝祭日には国旗をかかげましょう

税金申告をしましょう

(申告期限)

所得税 3月15日
事業税 同 20日
市県民税 同 20日

毎年3月は税金の申告をされる月です。所得税申告書は税務署から、事業税申告書は東部県税事務所から、そして市県民税申告書は市役所から送ります。申告期限までには忘れずに提出してください。昨年は申告されなかったために、いろいろな控除をうけられなかったり、適当な申告をされなかったため、あとで更正をうけられた方がありました。正しい所得の申告をいたしましょう。

(共同税務相談所)
税務署 3月11日から15日まで
県税事務所 3月16日から20日まで

今年鳥取県税務署に県税事務所、市役所の税務担当者が出張しています。ただし事業税と市県民税の申告だけされる方は東部県税事務所へ、市県民税だけ申告の方は市役所へおいでください。申告書はお手元に届いていると思いますので、どの分も揃えて出しましょう。

固定資産課税台帳の縦覧

昭和38年度の固定資産税の課税標準となる土地、家屋、償却資産の評価額を記した台帳を、3月1日から3月20日まで市役所で縦覧に供します。

本年度の評価額は原則として昨年度と変わりありませんが、つぎの場合限り変わっています。

- ①家屋の新(増)築やとりこわしがあったもの
- ②土地の地目変更などあったもの
- ③償却資産を売却した人
- ④前年3月に該当する方で、評価に異議を申し立てた人

土地改良事業の案内

一、補助制度事業

この制度は「団地等土地改良事業」であつて、土地改良法に基づく土地改良区(法人)を設立し、これが事業主体となります。工種、補助率は次のとおり。
●融資は補助額の八〇%で、据置期間五年以内、償還期限十五年以内、年利率六分五厘です。

二、融資制度事業

この制度は「非補助土地改良事業」であつて、農林漁業金融公庫から農協経由により融資をうけ、二名以上で事業を行なうものです。
(補助率) 融資率八〇%、地元負担率二〇%、年利率三分五厘
(工種) かんがい排水、区画整理、暗渠排水、客土事業(以上変)

三、単市制度事業

これは、二の制度に該当しない施設の軽微な補修、新設を行なう場合、に原材料の一部を現物支給するもので、関係者の代表が申請してください。(耕地課)

工種		採択基準		補助率(%)		融資率(%)		地元負担率(%)	
かんがい排水事業、水路	受益面積二〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積一〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積五町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
溜池、頭官工、揚水機、橋門	受益面積二〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積一〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積五町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
地地かんがい事業	受益面積二〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積一〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積五町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
区画整理、暗渠排水事業	受益面積二〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積一〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積五町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
客土事業	受益面積二〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積一〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積五町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
農道事業	受益面積二〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積一〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積五町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
農道事業	受益面積二〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積一〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積五町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
橋梁事業	受益面積二〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積一〇町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四
	受益面積五町歩以上	四〇	四八	一〇	一四	一四	一四	一四	一四

とっとり市報 131号

昭和38年3月5日

鳥取市総務課編集発行 (印刷機高木印刷所)

